

6 受験に際して必要な配慮

受験に際して配慮を希望する場合は、必ず申込みの際に配慮希望の欄にその旨を入力してください。状況に応じて、申し込み後に個別に確認し、配慮の内容や方法を決定します。

7 選考試験の結果通知・開示

合格者の受験番号は、合格発表の日から1週間程度、横浜市教育委員会のホームページに掲載します。順位等の通知方法については、別途案内します。

なお、いかなる理由があっても、選考を欠席した場合や、受験資格を満たさない場合は、合否判定の対象とせず、試験結果は通知しません。

8 健康確認

健康な状態で勤務していただくため、採用にあたり健康診断を受診し、所定の診断票を提出していただきます。

9 採用

- (1) 横浜市公立学校教員採用候補者名簿への登載
最終合格者は、「令和8年度横浜市公立学校教員採用候補者名簿」(以下「候補者名簿」という。)に登載し、原則として令和8年4月1日に採用します。
- (2) 候補者名簿への登載の取消し
令和8年3月31日までに受験資格に該当する教員免許状を取得できない場合や、採用するにふさわしくない非違行為等があった場合は、候補者名簿への登載を取り消します。

10 大学院進学又は大学院修学継続による採用延期

候補者名簿登載者が、教員としての能力及び資質の向上を目的とした大学院への進学又は大学院修学を継続するために、大学院課程修了後の採用を希望する場合は、採用を延期することができます。ただし、採用延期にあたっては、横浜市教育委員会に本人がその旨の申出を行い、承認される必要があります。なお、延期できる期間の上限は、大学院課程の修了日以後における最初の3月31日までです。ただし、原則として、休学や留年等の本人都合の理由による修学期間の延長は認めません。

採用延期の要件

次の全ての要件を満たす方を対象とします。

- (1) 原則として、令和7年12月15日(月)までに、進学又は修学継続の証明書を提出できる方
※大学院進学希望者で期日までに証明書を提出できない方は、事前に連絡してください。
なお、証明書の提出日によっては、採用延期ができない場合があります。
- (2) 受験資格に該当する教員免許状を令和8年3月31日までに取得している方
- (3) 採用の延期期間中に、大学院課程を修了し、小学校教諭専修免許状を取得できる方

11 留意事項

- (1) 受験申込時や面接カード等の記載事項が事実と異なることが明らかになった場合は、失格とする又は採用を取り消すことがあります。
- (2) 複数回にわたって申込みを行った場合、全ての申込みが無効となる場合があります。
- (3) この試験において、提出された書類は一切返却しません。
- (4) 受験に際して収集する個人情報は、採用試験及び採用に関する事務の目的にのみ使用します。ただし、横浜市公立学校における講師登録(臨時的任用職員・非常勤講師)を依頼するために、受験申込時に記載した個人情報を利用することについて同意された方は、教育委員会事務局教職員人事課及び各学校教育事務所で講師登録を依頼するにあたって必要な範囲で、個人情報を共有するとともに、講師登録を依頼する際に、御本人宛に電話連絡する場合があります。また、最終合格後に収集する個人情報は、採用に関する事務の目的にのみ使用します。
- (5) 第一次試験(適性検査(SPI3))の受験に際して必要な場合を除き、試験時間中は、スマートフォン、携帯電話及びICレコーダー等、通信・通話・録音・録画のできる電子機器の使用を禁止します。必ず、電子機器の電源を切り、かばんの中にしまってください。また、試験会場内での録画、録音等の行為についても禁止します。
- (6) 試験会場内では、全て監督員の指示に従ってください。従わない場合又は不正とみなす行為をした場合は、失格とし、退出していただくことがあります。